

(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター設置に向けた検討状況について

令和4年度に開設する(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター(以下、「総合支援センター」という。)の設置に向けた検討状況について、下記のとおり報告する。

記

1 児童相談所設置市への政令指定に向けた協議

児童相談所設置市への移行を希望する区は、国に対して、設置に向けた計画書を示したうえで、政令指定の要請を行う。国は、政令指定にあたり、設置区の事務執行体制や東京都との連携体制などについて支障がないことを確認する。

移行を希望する区は、事前に東京都と十分に協議を行い、児童相談所設置市への移行後も児童福祉行政の円滑な実施が見込まれることを東京都が確認していることが必要となる。

■ 政令指定に向けた確認事項

① 事務執行体制の確保

- ・事務を一貫して遂行するための人的体制の確保等が見込まれていること。

② 東京都との連携体制の確保

- ・一時保護等に係る広域的な調整、開設当初の支援、高度な専門的知識及び技術を要する相談への対応などに関して、東京都が助言・援助を行う体制が確保されていること。

③ 東京都との協議(確認作業)

- ・都区で十分な協議を行い、児童相談所設置市への移行後も児童福祉行政の円滑な実施が見込まれることを東京都が確認していること。

2 政令指定に向けたスケジュール

東京都との協議(確認作業)完了後、「児童相談所設置市として適当である」との副申(※)を受け、区は設置計画書(次項3)を示したうえで、国へ政令指定の要請を行う。政令指定の閣議決定後、令和4年第1回区議会定例会において、総合支援センターの設置条例案を提出する予定である。 ※副申：官公庁に対し、進達する文書に意見を述べること。

【経過及び予定】

日程	概要
令和3年1月19日	【第1回】東京都との協議(確認作業) 【実施済】
〃 年5月14日	【第2回】東京都との協議(確認作業) 【実施済】
〃 年6月3日	国との事前協議 【実施済】
〃 年7月5日	【第3回】東京都との協議(確認作業) 【実施済】
〃 年9月(予定)	政令指定要請(東京都からの副申発出)
令和4年1月(予定)	児童相談所設置市への政令指定閣議決定
〃 年7月	児童相談所設置市への移行

3 (仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター設置計画書(案)【概要】

(1) 基本方針【基本構想(平成29年5月策定)】

総合支援センターの開設により、妊娠・出産期からの成育歴の把握、成長段階に応じた関係機関等との連携の強化など、基礎的自治体が児童相談所を設置するメリットを最大限活かした切れ目のない支援を行い、次代を担う板橋区の子どもたちが健やかで心豊かに成長できるよう、全力で取り組んでいく。

【めざす姿】

すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する
子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点

(2) 開設時期

総合支援センターの開設時期は、令和4年4月1日とする。

開設時は、子ども家庭支援センターの機能を移転のうえ継続し、令和4年7月に児童相談所設置市へ移行する。

(3) 所在地

板橋区本町24番1号

【地上3階建(敷地面積 2,913.20㎡ 延床面積 3,477.46㎡)】

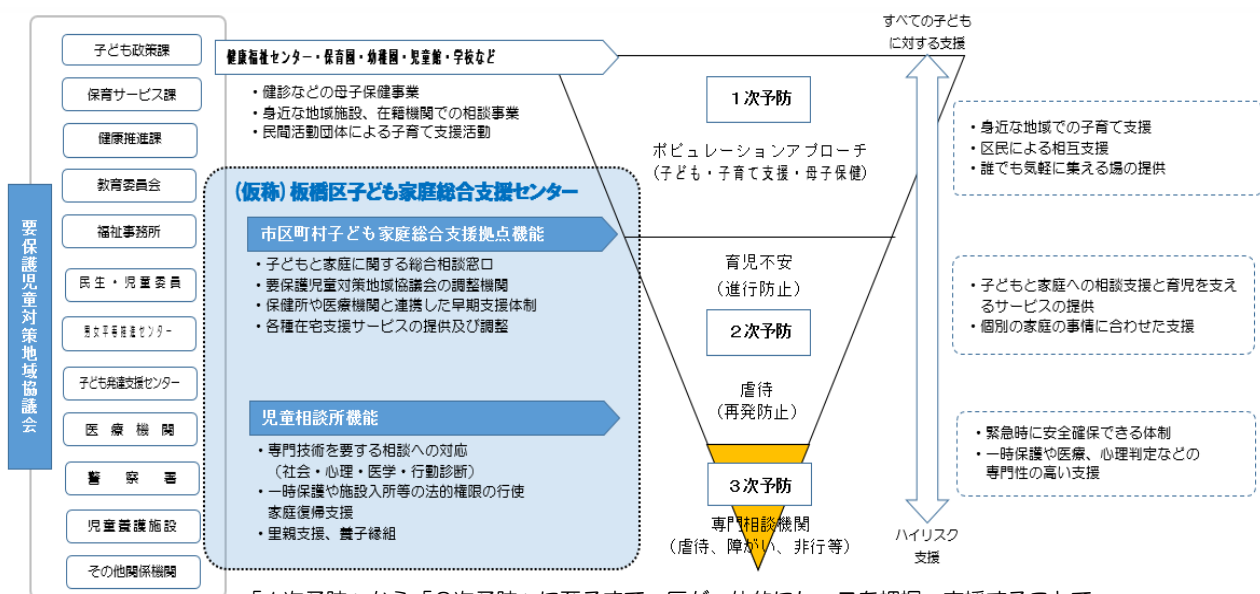
(4) 開設後の新たな児童相談体制

総合支援センターは、市区町村子ども家庭総合支援拠点(子ども家庭支援センター)と児童相談所の機能を併せ持つ施設として位置付ける。

総合支援センター開設を契機として、子どもや子育て支援に関する関係機関との緊密な連携と役割分担を行い、切れ目のない包括的な児童相談体制を構築する。

■ 開設後の児童相談体制イメージ

【切れ目のない包括的な児童相談体制の構築】



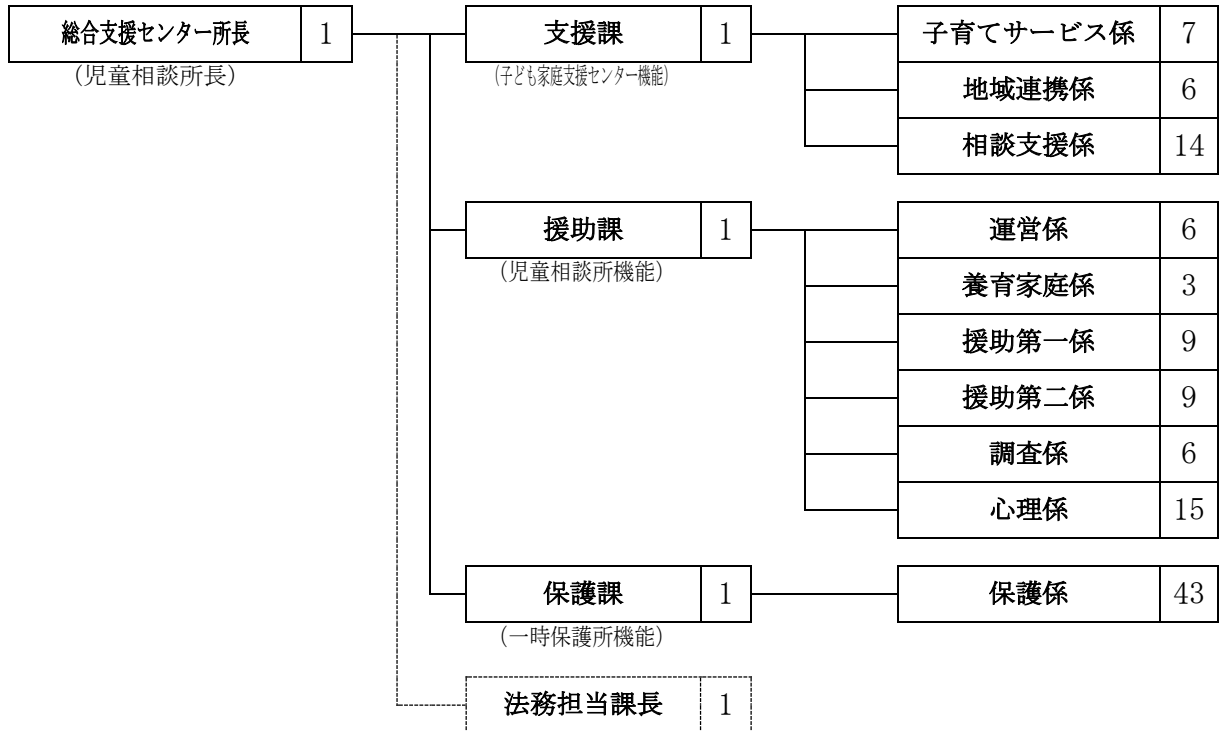
「1次予防」から「3次予防」に至るまで、区が一体的にケースを把握・支援することで、「切れ目のない包括的な児童相談体制」を構築する。

(5) 組織・人員体制について

総合支援センター内の組織については、子どもに関する相談を幅広く受け付ける「支援課（子ども家庭支援センター機能）」、虐待通告に係る対応等を担う「援助課（児童相談所機能）」、24時間365日保護児童の生活を見守る「保護課」の3課体制とする。人員体制については、児童福祉法や児童相談所運営指針等に定める配置基準に基づき、区の人口や相談対応件数等を踏まえ、必要な人員を配置する。

■ 組織体制（案）

※数字は、正規職員の数に記載



■ 人員体制（管理職を除く。）

令和3年8月現在

職区分	職員数
児童福祉司	40人
児童心理司	20人
保健師	2人
看護師	2人
保育士・児童指導員	37人
事務	17人
合計	118人

※現段階での想定人数を記載。上記のほか、特別職非常勤職員や会計年度任用職員として、医師、弁護士、事務、その他（夜間対応協力員、学習指導員等）の配置（30ポスト程度）を予定。

※「児童福祉司」、「児童心理司」の数には、市区町村子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援センター機能）における「子ども家庭支援員・虐待対応専門員」「心理担当支援員」を含む。

※「児童心理司」の数には、一時保護所における「心理療法担当職員」を含む。

《参考》職務名別 配置職員数【職員の職名に関する規則（昭和47年4月1日東京都板橋区規則第19号）】

福祉 (福祉)	心理	保健師	看護師	福祉 (児童指導)	事務 (一般事務)	合計
40人	20人	2人	2人	37人	17人	118人

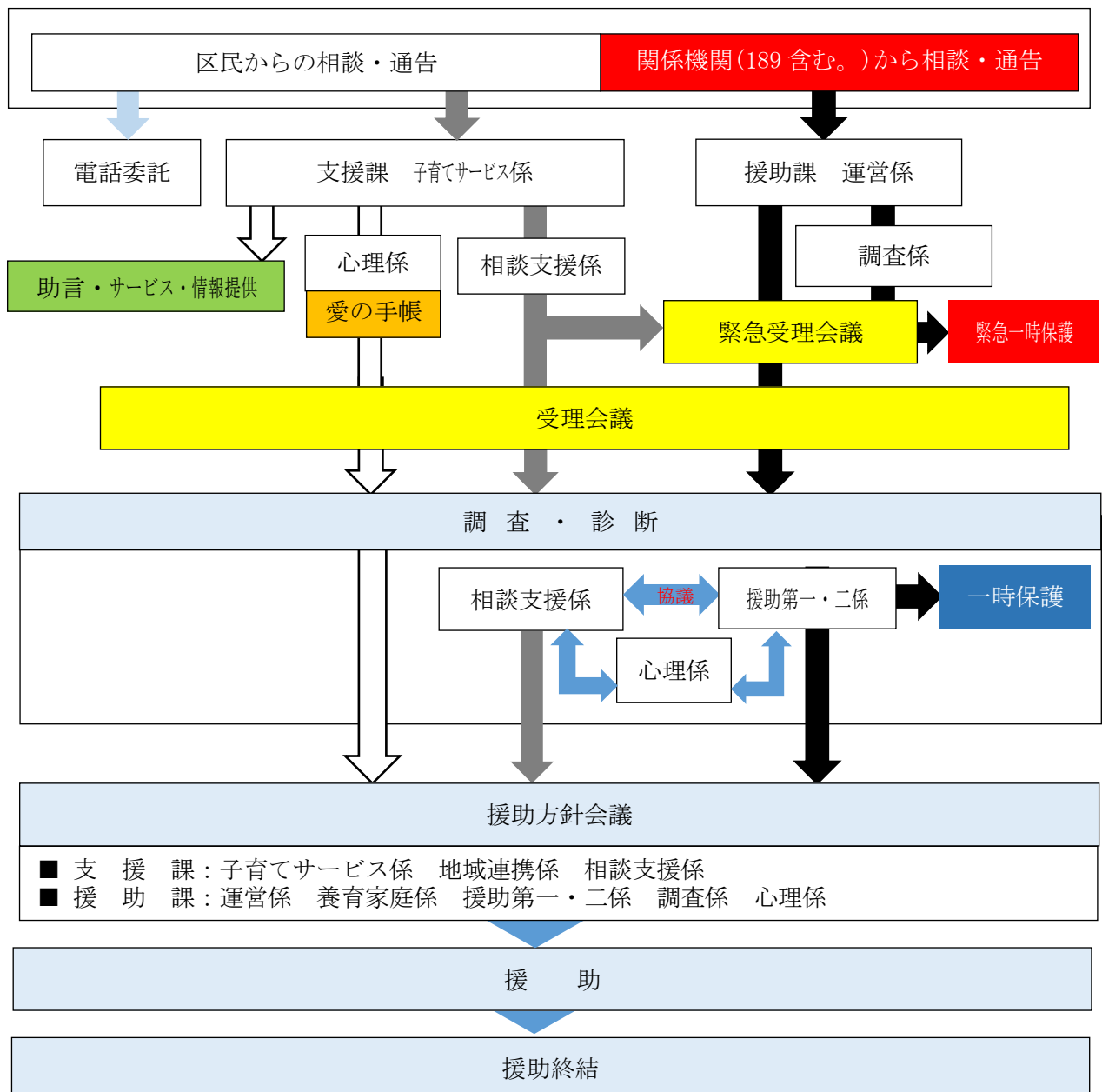
(6) 業務運営について

総合支援センターでは、子どもや子育てに関する相談・通告を、区民や関係機関から幅広く受け付ける。区民からの相談については、支援課子育てサービス係が窓口となり、必要な助言やサービスの提供につなげる。相談を受け付けた際には、内容を確認・整理したうえで、受理会議にて主たる担当者や当面の調査方針を検討する。その後、受理会議での方針を踏まえ調査を重ね、援助方針会議で今後の支援方針を決定する。

関係機関からの相談・通告については、援助課運営係が受付を行う。受理会議を経て、児童福祉司を中心にケースそれぞれについて必要な調査や診断を行い、援助方針会議において援助の方向性を決定する。

相談・通告のうち、虐待が疑われる事案を受理した場合には、速やかに緊急受理会議を開催し、通告受理から48時間以内に安全確認を行う。緊急受理会議では、緊急度に応じて、子どもの安全確認の方法や一時保護の必要性などについて確認する。安全確認については、職員又は職員が依頼した者により、子どもを直接目視することを基本とし、安全が確保できない場合には緊急一時保護を実施する。

■ 相談・通告受付の流れイメージ



**(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター
設置計画書
【案】**



**令和3年8月
板橋区**

目 次

1	(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センターの開設について	1
(1)	意義	1
(2)	開設時期	1
(3)	基本構想(平成29年5月策定)の概要	2
(4)	基本計画(平成30年9月策定)の概要	5
2	新たな児童相談体制の構築について	7
3	総合支援センターの業務内容等について	8
(1)	基本的な考え方	8
(2)	業務内容・権限等	8
(3)	相談・援助の種別等	12
4	組織・人員体制について	13
(1)	基本的な考え方	13
(2)	組織体制	13
(3)	人員体制	14
5	人材確保・育成について	16
(1)	基本的な考え方	16
(2)	人材確保	16
(3)	人材育成	17
6	業務運営について	21
(1)	基本的な考え方	21
(2)	開所・運営時間	21
(3)	相談・通告受付の流れ	21
(4)	夜間・休日の対応	23
(5)	保護課(一時保護所)の運営	24
7	社会的養護について	26
(1)	基本的な考え方	26
(2)	里親制度	26
(3)	ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)	27
(4)	乳児院	27
(5)	母子生活支援施設	27
(6)	児童養護施設	28
8	児童相談所設置市の事務について	29
9	東京都との連携体制について	30
(1)	基本的な考え方	30
(2)	広域調整	30
(3)	高度な専門性を要する相談対応への技術的支援等	30
(4)	ケースの引継	30
10	主な関係機関との連携について	31

(1) 保健所・健康福祉センター母子保健部門	31
(2) 学校・幼稚園・教育委員会・教育支援センター・保育園	31
(3) 配偶者暴力相談支援センター	31
(4) 医療機関	31
(5) 警察	31
11 施設概要について	33
(1) 施設用途	33
(2) 所管区域	33
(3) 開所日・時間	33
(4) 設置場所	33
(5) 建設規模	33
12 開設までのスケジュールについて	34

※今後の検討状況により、項目・内容の追加・修正あり

1 (仮称)板橋区子ども家庭総合支援センターの開設について

(1) 意義

子どもは未来を担う宝であり、愛され、保護されなければなりません。そしてその成長を支えていくことは、区の責務でもあります。

板橋区は、区民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長し、自立できる環境の形成に資することを目的として、平成13年に子ども家庭支援センターを設置し、家庭における子育て及び子どもの健全な育成の支援を行ってきました。

しかしながら、近年、少子化や核家族化の進行に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待や犯罪に巻き込まれる子どもの増加など、子どもの安心・安全な生活が脅かされています。

このような状況の中、国は平成28年6月に児童福祉法を改正し、子どもが権利の主体であることや子どもの最善の利益が保障されることなどを法の理念として明確化しました。あわせて、児童相談所の体制強化を図るとともに、特別区においても児童相談所を設置できることとしました。これを受け板橋区は、平成29年5月に基本構想を策定し、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ『(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター(以下、「総合支援センター」という。)]を設置することとしました。

基本構想においては、「すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する 子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点」を基本方針に掲げ、子どもの最善の利益を最優先とし、希望に満ちた未来の実現をめざしています。

平成30年9月には、基本構想を具体化し、新築する施設の設計の与条件を示す基本計画を策定し、令和2年7月から施設の建設工事に着手しています。

総合支援センターの開設により、妊娠・出産期からの成育歴の把握、成長段階に応じた関係機関等との連携の強化など、基礎的自治体が児童相談所を設置するメリットを最大限活かした切れ目のない支援を行い、次代を担う板橋区の子どもたちが健やかで心豊かに成長できるよう、全力で取り組んでまいります。

(2) 開設時期

総合支援センターの開設時期は、令和4年4月1日とします。

開設時は、子ども家庭支援センターの機能を移転のうえ継続し、令和4年7月に児童相談所機能も含めた児童相談所設置市に移行します。

(3) 基本構想（平成 29 年 5 月策定）の概要

《基本構想（平成 29 年 5 月策定）概要》

① 基本方針

めざす姿

すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する
子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点

3つの視点

- ・子育ての不安を緩和し、地域の子育てを支援します。
- ・特別な支援が必要な家庭に、専門的な支援を行います。
- ・地域ぐるみで育て、見守る「地域の子育て」支援体制を推進します。

② 基本的な取り組み

○ 子育てしやすく安心な環境の提供

気軽に相談できる身近な相談窓口として、子どもと家庭への新たな支援体制を構築し、児童相談行政の充実と体制の強化を図り、妊娠・出産期から成長段階に合わせ、関連機関と連携し切れ目のない一貫した支援を行います。

○ 特別な支援が必要な家庭への支援

子どもや家庭に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、子どもの最善の利益を保障する一貫した方針のもと、一人ひとりの状況に応じた最も効果的な援助を行います。また、児童虐待を社会全体で解決すべき重要な課題と捉え、関連機関との情報共有や連携により、虐待予防、早期発見、早期対応を行います。

○ 「地域の子育て」支援の推進

子どもたちを地域ぐるみで育て、見守る「地域の子育て」支援体制の推進のため、子育てを支える人材の育成や子育てに関わる団体のネットワーク化を図ります。

③ 施設整備の基本的な考え方

施設整備における基本的な考え方は、以下のとおりです。

■ 整備の基本的な考え方

○ 子どもや来所者の安心・安全への配慮

- ・来所する子どもや保護者の不安な心情等に配慮し、セキュリティとプライバシーに配慮した設計とします。

○ 明るく温かみのある環境の整備

- ・利用者は心理的に深い傷を負っている場合もあるため、落ち着いた生活が送れる温かみのある空間づくりを行います。

○ ユニバーサルデザインへの配慮

- ・通路幅、エレベーター、トイレ等について、子どもや障がい者等の利用を想定した設計を行い、誰もが使いやすい施設とします。

○ 環境への配慮、コスト縮減の実践

- ・環境に優しい建材等を利用するとともに、エネルギー効率の良い空間設計とすることでコスト縮減を図ります。

○ 周辺地域への配慮

- ・近隣の住宅地への影響（日影・視線・騒音等）を最小限に抑え、周辺環境との調和を図ります。
- ・施設整備に合わせ、敷地周辺の狭隘道路を拡幅し、利便性と防災機能の向上を図ります。

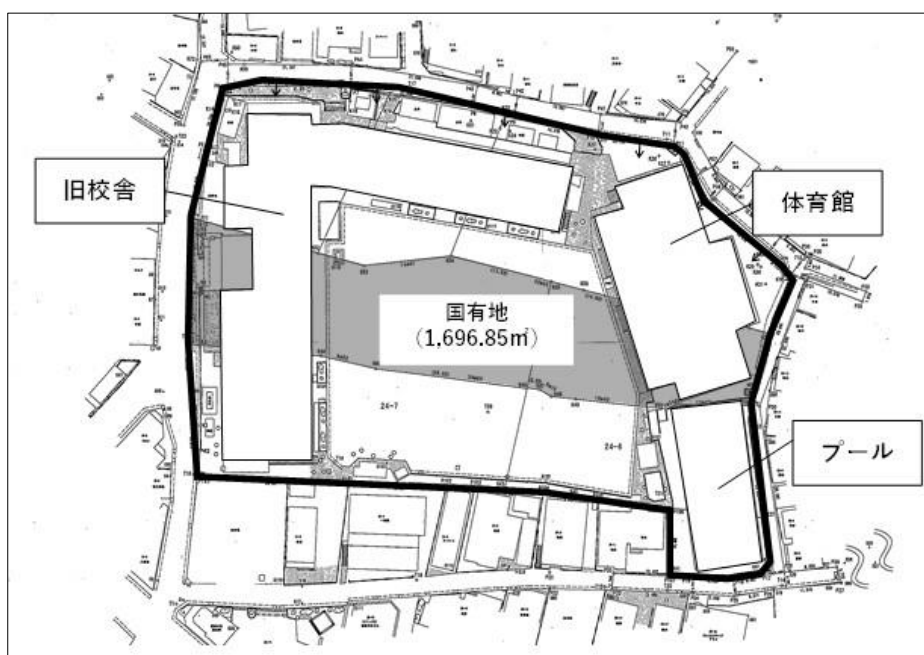
④ 設置場所及び用地概要

設置場所は、旧板橋第三小学校跡地（板橋区本町 24-1）とし、敷地内の既存建物（体育館・プール等）を解体のうえ、新たな施設を整備します。なお、整備にあたっては、周辺が密集地域であることを考慮し、十分な環境整備を行うなど、防災及び地域の安心・安全等の観点に配慮します。

■ 用地概要

敷地面積	6,272.57 m ² （国有地 1,696.85 m ² を含む）
既存建物延床面積	4,428 m ² （旧校舎、旧体育館）
現在の利用状況	公文書館、いたばし総合ボランティアセンター、いたばしポーロニヤ子ども絵本館、板橋区保護司会更生保護サポートセンター、防災備蓄倉庫、統計係分室、板橋第三小学校・稲荷台小学校記念室、物品倉庫
用途地域 建蔽率／容積率	準工業地域 第二種特別工業地区 60% / 300%
日影規制	5-3 時間（4m）
防火規制	準防火地域
高度地区	第三種高度地区 絶対高さ 17m かつ地下階を除く 5 階建以下
地区計画	旧板橋宿周辺地区地区計画（住工共存地区）

■ 敷地の現況



※ 「用地概要」、「敷地の現況」は、基本構想策定時点（平成 29 年 5 月）のものであります。なお、「敷地の現況」のうち、国有地部分の土地については、平成 30 年 3 月に板橋区土地開発公社が公共事業用地（児童相談所整備事業用地）として買取りを行っており、開設前までに区が買い戻す予定です。

(4) 基本計画（平成30年9月策定）の概要

《基本計画（平成30年9月策定）概要》

① 施設整備の目的

安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現に向け、児童相談体制の充実を図るとともに、基礎的自治体である区の強みを活かし、関連機関と連携した切れ目のない一貫した支援を行うため、総合支援センターを整備します。

『(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター』の基本方針

めざす姿

すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する
子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点



○ 区が児童相談所を設置する効果を活かします

基礎的自治体である区が児童相談所を設置するというメリットを活かし、児童相談所を中心にさまざまな関係機関が連携する体制を構築し、「妊娠・出産期から一貫した切れ目のない支援」をめざします。

○ 専門職員がひとつの建物に集まる効果を活かします

これまで区が担ってきた身近な子育て相談と都が担ってきた専門相談を統合することで、「相談のワンストップ化」「迅速できめ細やかな支援」に取り組みます。

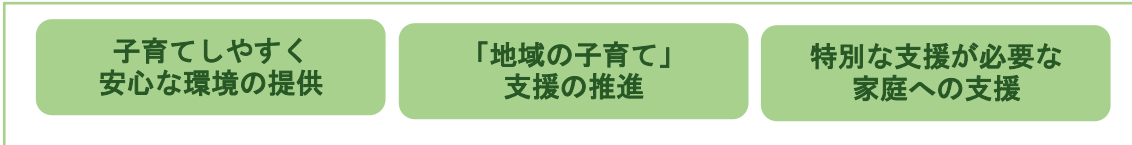
○ 地域の力を活かします

地域の養育力の向上を図ることで、地域ぐるみで育て・見守る「地域の子育て」支援を推進します。

② 施設の機能・構成

基本構想で掲げた3つの基本的な取り組みを実現するため、利用者や施設の機能の特性に合わせたエリアを構成します。

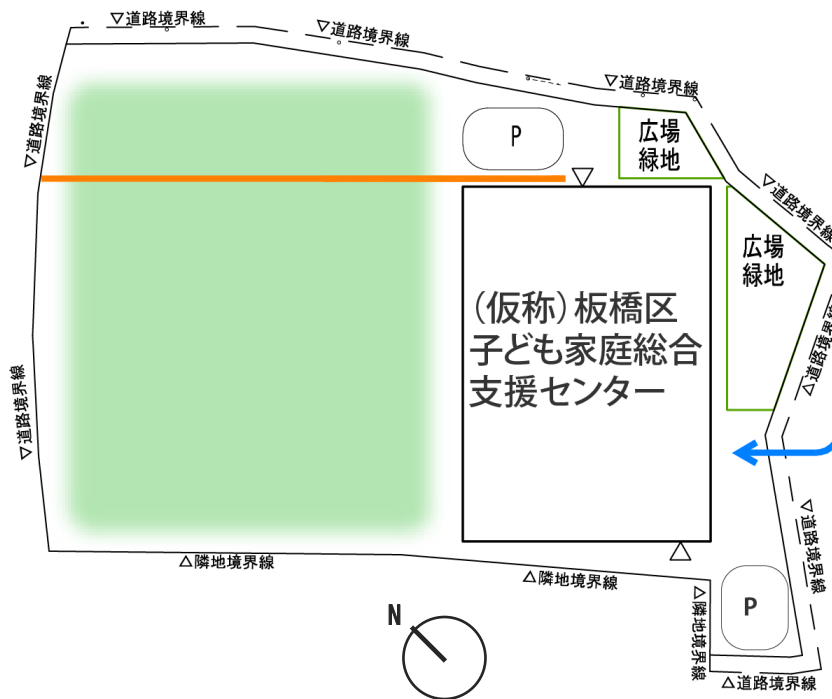
■ 基本的な取り組み



③ 敷地内配置計画

旧板橋第三小学校跡地に建設する総合支援センターの敷地内の施設配置については、動線計画、施設特性、近隣への配慮等の観点で検討し、以下のとおりとします。

■ 敷地内配置イメージ



動線計画	一般来所者動線と職員の動線を明確に分離することができる。
施設特性	敷地南西側住宅、北東側歩行者の両方に対し、離隔距離を確保することができる。
近隣への配慮	隣接エリアに対し、十分な離隔距離を確保することができる。

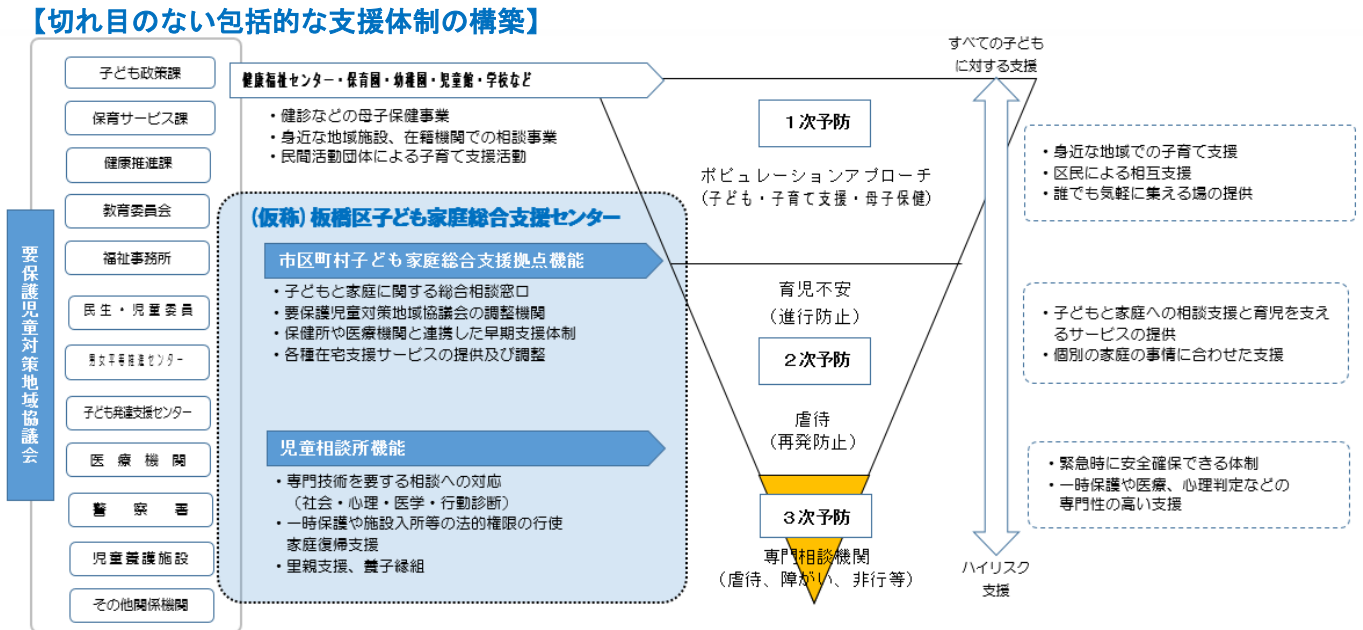
※「敷地内配置イメージ」は、基本計画策定時（平成30年9月）に複数の配置案を比較・検討し、採用した配置案です。

2 新たな児童相談体制の構築について

総合支援センターは、市区町村子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援センター）と児童相談所の機能を併せ持つ施設として位置付けます。

総合支援センター開設を契機として、子どもや子育て支援に関する関係機関との緊密な連携と役割分担を行い、切れ目のない包括的な区の児童相談体制を構築していきます。

■ 区の新たな児童相談体制イメージ



「1次予防」から「3次予防」に至るまで、区が一体的にケースを把握・支援することで、「切れ目のない包括的な支援体制」を構築する。

○市区町村子ども家庭総合支援拠点

市区町村に設置され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談の受付から在宅支援を中心とした継続的なソーシャルワークを行い、地域の資源やサービスを有機的につなぐ役割を担う拠点

○児童相談所

児童相談所は、子どもや家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行う行政機関。子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（相談援助活動）を主たる目的として都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される。

○要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見や適切な支援・保護を目的として、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応するための協議を行う機関

3 総合支援センターの業務内容等について

(1) 基本的な考え方

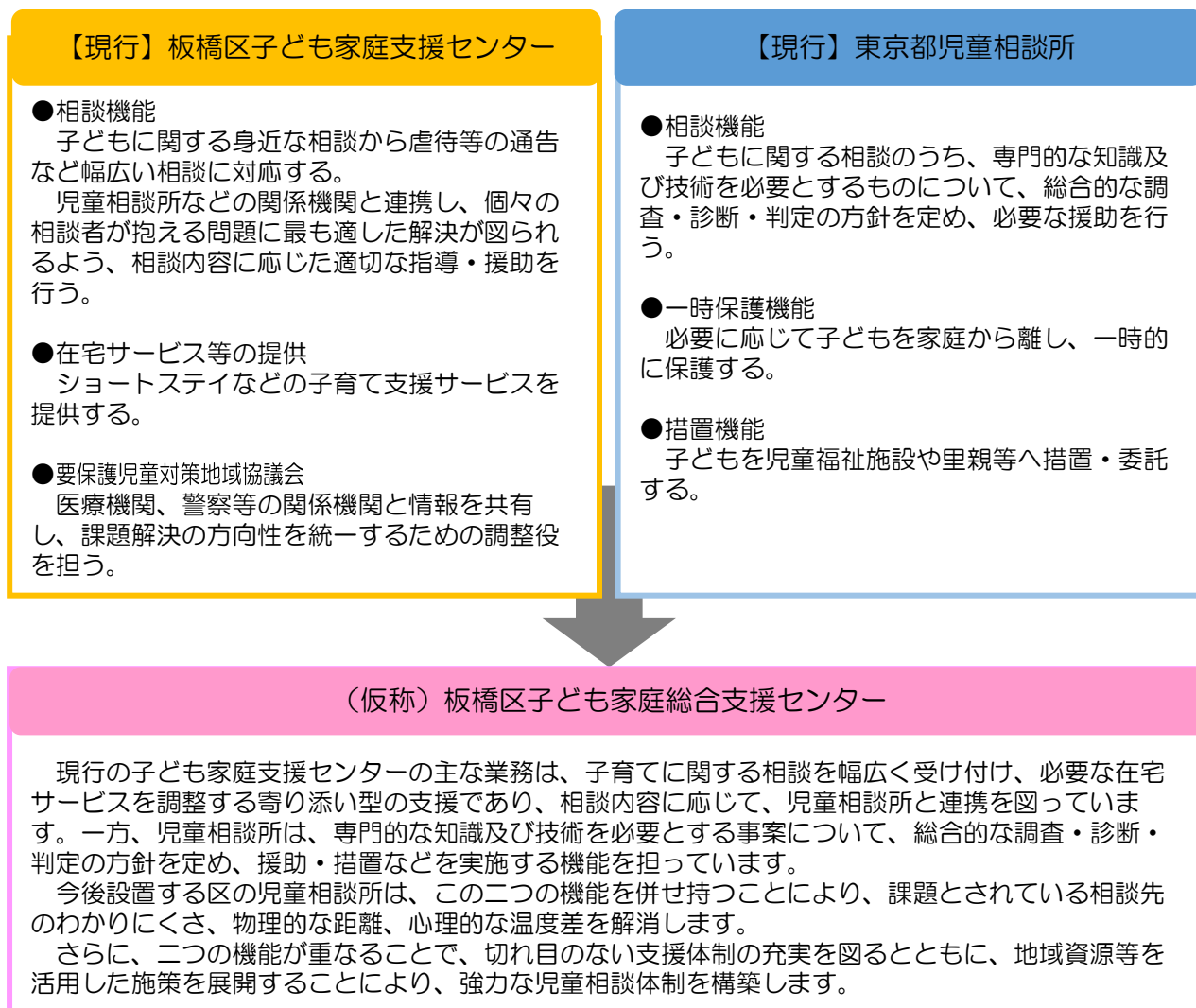
総合支援センターは、基礎的自治体が児童相談所を設置するメリットを最大限に活かせるよう、子ども家庭支援センター機能と児童相談所機能（一時保護所を含む。）について、一体的な組織で運営し、切れ目のない一貫した支援を行う体制を構築します。

組織体制については、先行開設区（令和2年度開設）のモデル的確認作業における協議状況等を参考に、児童相談所長を部長級とし、その組織下に複数の課を配置する編成とします。また、人員配置は、児童福祉法等による基準を順守し、子ども家庭支援センター機能と児童相談所機能を併せ持つ総合支援センターとして着実に運営できる体制を確保します。

(2) 業務内容・権限等

総合支援センターが担う現行の子ども家庭支援センターと児童相談所の業務の概要は、以下のとおりです（児童相談所設置に伴う所掌事務の見直しにより、子ども家庭支援センターの業務・事業については、変更等の可能性があります。）。

■（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センター業務イメージ



■ 現行の子ども家庭支援センターの主な業務・事業

業務・事業	内容
子どもなんでも相談	専門職による子育てに関する不安や児童自身の悩みに対する総合的な相談事業を実施する。
児童虐待相談	虐待通告や虐待の心配について相談を受け、通告に対しては48時間以内に状況確認を行い、関係部署・関係機関と連携し、適切な支援を行う。
精神科医による専門相談	精神疾患（疑いも含む）のある保護者や児童虐待ケースに関わる支援者の相談に対して、精神科医のアドバイスを受け、ケースへの対応や支援方法の検討を行う。
養育支援訪問事業	子ども家庭支援センターや健康福祉センターで出生前後の早期に把握した要支援家庭を訪問し、家庭の状況に応じた支援を行い、虐待の未然防止を図る。
子どもを守る地域ネットワーク巡回事業	課題や不安を抱える家庭の情報を収集して早期に必要な支援につなげる取り組みとして、区内の小・中学校、保育園、幼稚園等を訪問する。
虐待防止支援訪問事業	関係部署・関係機関と連携し、親の不適切な養育態度、極度の養育不安など精神・心理的問題を抱える家庭や乳幼児健康診断未受診家庭を訪問し、児童虐待の予防的観点から支援を行う。
親プログラム	子育てに困難を感じている保護者を対象に、親子を分離した状況の中で、テーマ別のプログラムや継続的なグループミーティングを実施することで育児不安を解消する。
育児支援ヘルパー派遣事業	妊娠中の方（母子健康手帳取得後）及び3歳未満の乳幼児がいる方を対象に、出産前後の家事や育児疲れなどを軽減するため、家事・育児の援助を行うヘルパーを派遣する。
ショートステイ事業	2～12歳を対象に、保護者の出産、病気、家族の介護等で、一時的に子どもの養育が困難になった場合に、児童福祉施設において養育する。
トワイライトステイ事業	2～12歳を対象に、仕事等により保護者の帰宅が夜間になる場合に、16時から22時まで児童福祉施設で養育する。
乳児ショートステイ事業	生後43日～2歳未満を対象に保護者の出産、病気、家族の介護等で、一時的に子どもの養育が困難になった場合に、児童福祉施設（乳児院）において養育する。
ファミリーサポート・センター事業	保護者の疾病、残業、地域活動等で子どもの一時的な保育が必要となった場合に、保護者に代わって子どもの世話をする者（援助会員）と保護者（利用会員）を結び、育児支援を行う。利用対象児童は、生後43日～12歳未満まで（小学校6年生の3月31日まで利用可）。
児童虐待防止ケアシステム研修会	関係部署・関係機関の職員に対し、児童虐待への理解と対応についての研修を実施し、虐待の未然防止や早期発見・早期対応の体制を構築する。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童や要支援児童等の適切な保護・支援を図るため、関係部署・関係機関と連携して情報の共有や支援方針を検討し、必要な支援を行う。

【令和3年度新規事業】

業務・事業	内容
子どもショートステイ (協力家庭) 事業	生後43日～18歳を対象に、保護者の出産、病気、家族の介護等で、一時的に子どもの養育が困難になった場合に、協力家庭において養育する。
子どもなんでも相談・児童虐待相談受付業務	「子どもなんでも相談」については24時間365日、「児童虐待相談」については子ども家庭支援センター閉庁時間、業務委託により相談を受け付け、必要に応じて子ども家庭支援センターへの引き継ぎ、警察等への連携を行う。

■ 児童相談所の主な業務・権限

業務・権限	内容	
相談	<p>児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる。児童相談所は原則 0 歳から 18 歳未満の児童を対象とし、成長に伴って生じてくるさまざまな問題についての相談に応じる。</p>	
調査、診断	<p>相談業務を通じて把握した児童及びその家庭の状況を調査し、どのような援助が適切かつ必要であるか判断をするため、社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等を行う。さらにこれをもとに総合診断を行い、個々の児童の援助方針を立てる。</p>	
援助	<p>援助方針に基づいて児童、保護者、関係者に対して指導、措置等の援助を行う。</p>	
一時保護	<p>児童を一時保護し、又は児童福祉施設その他児童福祉に深い理解と経験を有する適当な者に一時保護委託を行う。一時保護を行う必要がある場合は、次のとおりである。</p>	
	緊急保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 棄児、家出児等現に適当な保護者又は居所がないために緊急に児童を保護する必要がある場合 ・ 保護者等による虐待、放任等の理由により、児童の安全を迅速に確保し、適切な保護を図る場合 ・ 児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する必要がある場合 ・ 保護者の出産、病気、家出等により家庭での養育が困難な場合 ・ 児童が自己及び他人の生命、身体、財産等に危害を及ぼすか、又はそのおそれがある場合 ・ その他、緊急に児童を保護する必要があると児童相談所長が認める場合
	行動観察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切かつ具体的な援助方針を定めるため、一時保護によって生活指導、学習指導を行いながら、児童の行動（対人関係、学習態度等）を観察する必要がある場合 ・ 短時間の心理療法、カウンセリング、生活指導が有効であると判断される場合であって、地理的条件あるいは児童の性格、環境等の条件により施設入所等が困難又は不適當であると判断される場合（短期入所指導）
里親業務	<p>里親に関する普及啓発、里親への相談援助、施設入所措置児童と里親の相互交流の場の提供、里親と児童とのマッチング、里親委託児童の養育計画の策定、養子縁組里親と養子及びその父母等への相談援助等を行う。</p>	

(3) 相談・援助の種別等

◀ 相談の種別 ▶

区分		内容
里親に関する相談		養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親としての養育を希望する方からの相談
養護相談		虐待相談、養育困難(保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等)、迷子に関する相談
保健相談		一般的健康管理に関する相談(乳児、早産児等)
障がい相談		知的障がい相談(愛の手帳の相談含む。)、ことばの遅れ相談、肢体不自由相談、重症心身障がい相談などの障がいに関する相談
非行相談	◁犯行為等相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等の◁犯行為※1、問題行動のある児童、警察署から◁犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触法行為相談	触法行為※2があったとして警察署から児童福祉法第25条通告及び少年法第6条の6により送致のあった児童、犯罪少年※3に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談
育成相談	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校(園)できない、していない状態にある児童に関する相談
	性格行動相談	友たちと遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙※4、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等、生活又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び等に関する相談
	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
	ことばの遅れ相談(家庭環境)	ことばの遅れを主訴とする相談で、家庭環境等言語環境の不備等によると思われる児童に関する相談
その他の相談		措置変更、在所期間延長に関する相談等

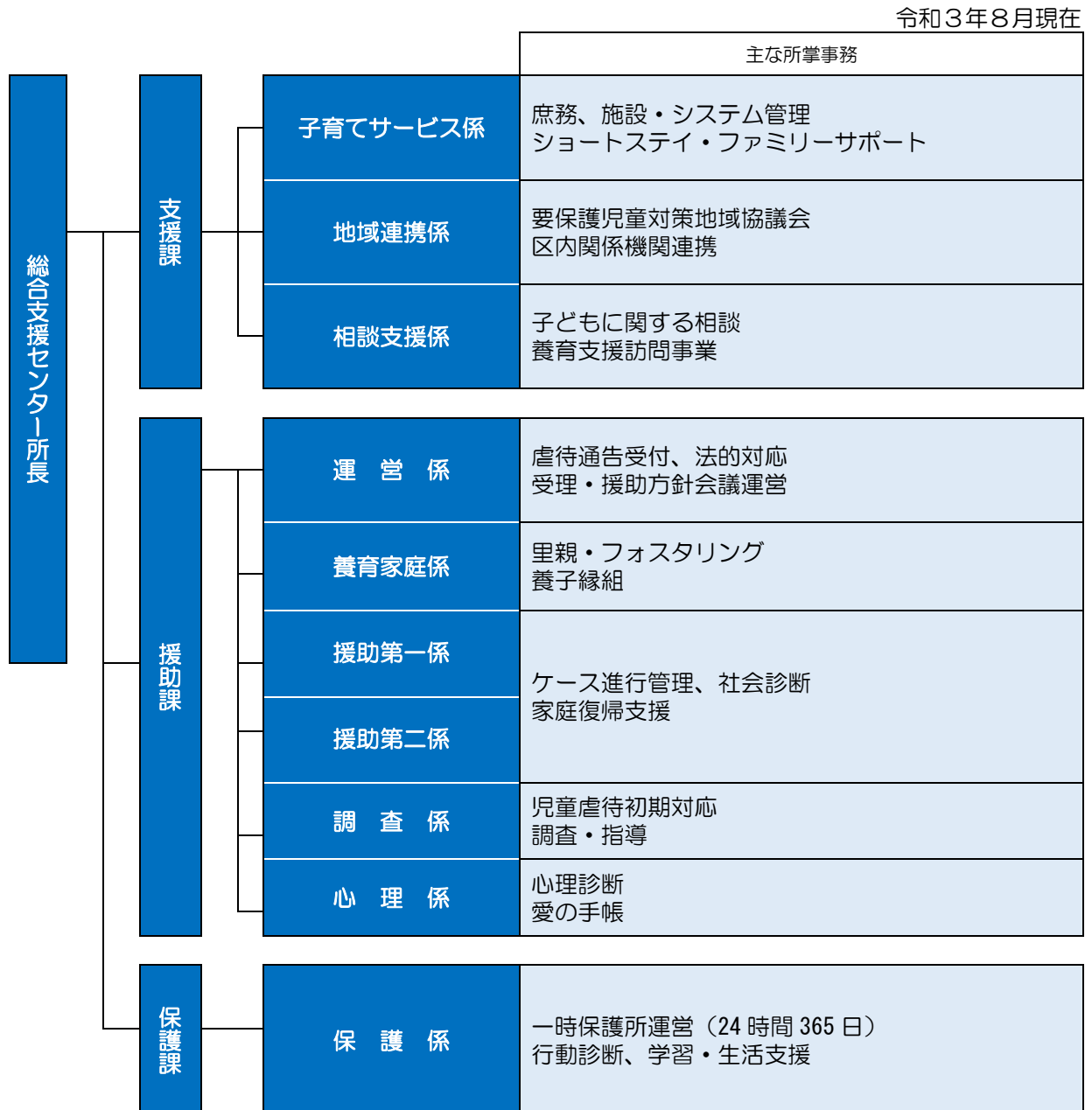
- ※1 ◁犯行為 保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯す、または刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為をいいます。
- ※2 触法行為 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をいいます。
- ※3 犯罪少年 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいいます。
- ※4 緘黙(かんもく) 話す能力があるにもかかわらず、心理的原因等で、学校等の特定場面、あるいは生活全般で話さない状態をいいます。

4 組織・人員体制について

(1) 基本的な考え方

総合支援センター内の組織については、子どもに関する相談を幅広く受け付ける「支援課」、虐待通告に係る対応等を担う「援助課」、24時間365日保護児童の生活を見守る「保護課」の3課体制とします。人員体制は、児童福祉法や児童相談所運営指針等に定める配置基準に基づき、区の人口や相談対応件数等を踏まえ、必要数を配置します。

(2) 組織体制



(3) 人員体制

課	配置予定職種
支援課（子ども家庭支援センター機能）	児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー、児童心理司、児童心理司スーパーバイザー、保健師、医師、弁護士、虐待対応強化専門員、事務など
援助課（児童相談所機能）	
保護課（一時保護所機能）	保育士・児童指導員、看護師、心理療法担当職員、事務、学習指導員、夜間対応協力員など

■ 人員体制（管理職を除く）

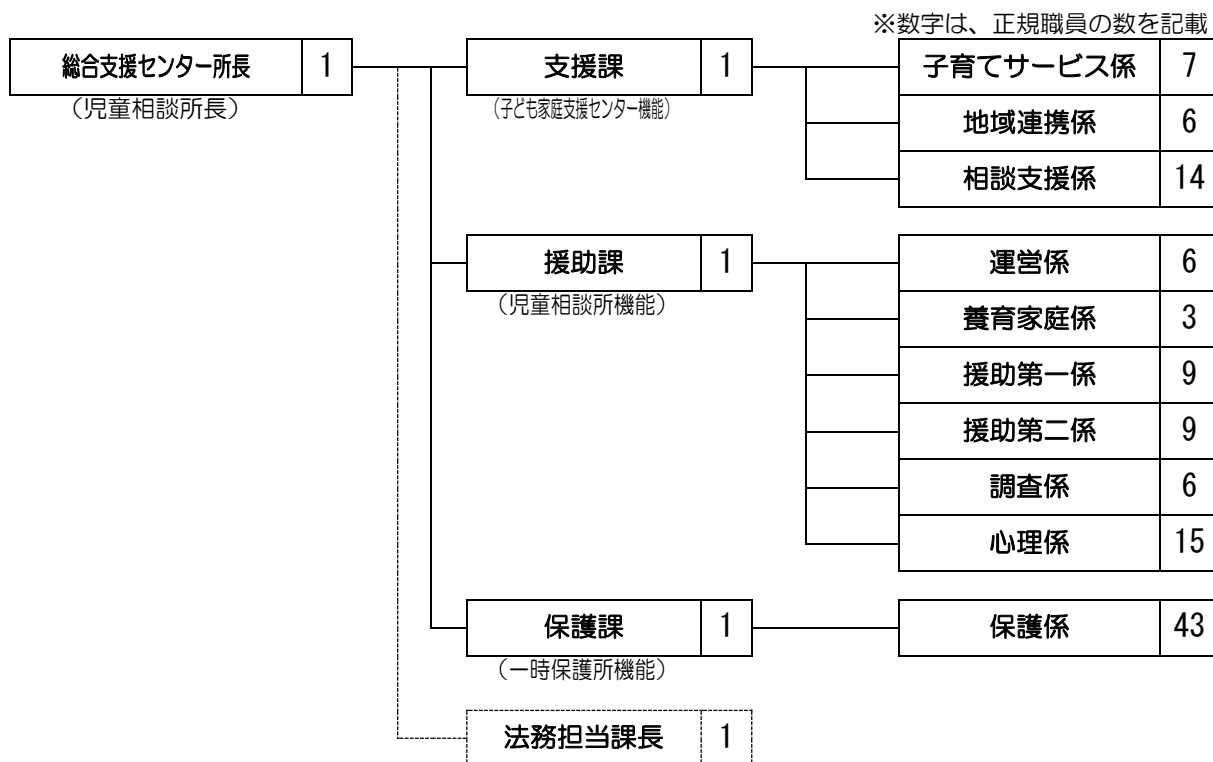
令和3年8月現在

職種等	職員数
児童福祉司	40人
児童心理司	20人
保健師	2人
看護師	2人
保育士・児童指導員	37人
事務	17人

※現段階での想定人数を記載。上記のほか、特別職非常勤職員や会計年度任用職員として、医師、弁護士、事務、その他（夜間対応協力員、学習指導員等）の配置を予定

※「児童福祉司」、「児童心理司」の数には、市区町村子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援センター機能）における「子ども家庭支援員・虐待対応専門員」「心理担当支援員」を含む。

※「児童心理司」の数には、一時保護所における「心理療法担当職員」を含む。



■ 児童福祉法等に基づく配置基準による算定数（配置基準数）

・市区町村子ども家庭総合支援拠点（配置基準数）

		算定数	備考
児童福祉司 任用資格者	子ども家庭支援員	5人	
	虐待対応専門員	6人	・虐待対応専門員（最低配置数）・・・・・・ 4人 ・虐待相談件数による加算・・・・・・ 2人
	計	11人	
児童心理司 任用資格者	心理担当支援員	2人	
	計	2人	

・児童相談所（配置基準数）

		算定数	備考
児童福祉司		26人	・人口3万人に1人・・・・・・ 19人 ・虐待相談件数による加算・・・・・・ 6人 ・里親養育支援児童福祉司・・・・・・ 1人
	(SV内数)	(4人)	
児童心理司		9人	・児童福祉司の1/3 (令和6年3月31日までの間の経過措置)
	(SV内数)	(2人)	

(算出基礎データ)

区分	人数・件数
平成27年度 板橋区国勢調査人口	561,916人
東京都児童相談所虐待相談対応件数【板橋区児童分】 (令和元年度確定値)	801件
板橋区子ども家庭支援センター虐待相談対応件数 (令和元年度確定値)	586件

【市区町村子ども家庭総合支援拠点の最低配置人員（大規模型）】

○子ども家庭支援員を常時5名（1名は非常勤でも可）、心理担当支援員を常時2名（非常勤でも可）、虐待対応専門員を常時4名（非常勤でも可）の常時計11名以上

【児童相談所の主な職員配置基準】

○児童福祉司

- ・人口おおむね3万人に1人以上配置することを基本とし、人口1人あたりの児童虐待相談対応件数が全国より多い場合は、上乘せを行う。
- ・児童福祉司SVの配置は児童福祉司5人につき1人とし、これを参酌して定める。
- ・里親養育支援のための児童福祉司を配置する。

○児童心理司

- ・児童福祉司2人につき1人以上配置することとする。
- 令和6年3月31日までの間は、児童福祉司3人につき1人以上とする（経過措置）。

5 人材確保・育成について

(1) 基本的な考え方

開設時期を見据え、福祉職等の専門職の新規採用を計画的に実施するとともに、児童相談所業務等の経験を有する人材も確保します。また、児童相談所等への長期派遣研修や関係機関が行う研修・講座等の受講により専門的な知見を深め、開設時の円滑な運営に向け、業務の中核となる職員の育成を図ります。

(2) 人材確保

職員の派遣研修を着実に実施したうえで、児童福祉法等の配置基準に基づく人員体制を確実に整備できるよう、福祉職や心理職等の専門職の新規採用を計画的に行います。

高度な専門的知見が求められる所長、児童福祉司・児童心理司のスーパーバイザー等については、任期付採用や経験者採用により、児童相談所等での勤務経験を有する人材を確保します。医師や弁護士の確保については、弁護士団体や医師会等の協力を得たうえで、勤務形態等の調整を進め、専門的助言や指導のもと円滑に業務を運営できる体制を整えます。

■ 任期付・経験者採用計画

令和3年8月現在

種別	採用方法
所長	任期付採用（児童相談所長経験者）
児童福祉司	係長・SV：任期付採用、経験者採用
児童心理司	係長・SV：任期付採用、経験者採用
保育士・児童指導員	係長・主査等：任期付採用、経験者採用

	R 2 (2020)		R 3 (2021)		R 4 (2022)	計
	任期付	経験者	任期付・経験者	任期付・経験者	任期付・経験者	
所長・課長			1		2	3
児童福祉司			1	3	11	15
児童心理司	1			3	6	10
保育士・児童指導員			1	4	11	16
事務	1					1
合計	2		3	10	30	45

(3) 人材育成

① 派遣研修の状況

平成 26 年度より東京都や近隣自治体等へ派遣研修を実施しています。児童福祉司・児童心理司の配置予定数の半数以上を派遣経験者とするため、派遣者数を段階的に増員しています。

また、先行開設区へも派遣研修を行うことで、開設当初特有の課題を事前に把握し、準備業務の中で可能な限り対応していきます。

■ 派遣研修者数

令和3年8月現在

	H26~H30	R 1	R 2	R 3	計	常 勤 配置数	派遣率
	2014-18	2019	2020	2021			
児童福祉司	8	5	8	2	23	40	57.5%
児童心理司		3	4	4	11	20	55.0%
保育士・児童指導員	2	3	7	8	20	37	—
事 務	1	1	2	3	7	17	—
保健師	—	—	—	—	—	2	—
看護師	—	—	—	—	—	2	—
合 計	11	12	21	17	61	118	—

※先行開設区等への2回目派遣やケース引継のための派遣は、数に含まない。

■ 派遣研修内訳

種別	派遣先	派遣期間	人数	実人数
児童福祉司	東京都児童相談所	平成 26 年度	1	23
		平成 27～28 年度	1	
		平成 29～30 年度	2	
		令和元年度	1	
		令和元～2年度	3	
		令和2～3年度	6	
		令和3年度(2回目派遣)	2	
	埼玉県児童相談所	平成 30～令和元年度	2	
		令和2～3年度	1	
		令和3年度	1	
	横浜市児童相談所	平成 30～令和元年度	1	
	金沢市児童相談所	平成 30 年度	1	
		令和元年度	1	
		令和2～3年度	1	
荒川区子ども家庭総合センター	令和2～3年度(2回目派遣)	1		
港区子ども家庭総合支援センター	令和3年度	1		
児童心理司	東京都児童相談所	令和2～3年度	2	11
		令和3年度(2回目派遣)	1	
	埼玉県児童相談所	令和元～2年度	1	
		令和3～4年度	1	
	神奈川県児童相談所	令和元～2年度	2	
		令和2～3年度	1	
	荒川区子ども家庭総合センター	令和2～3年度	1	
		令和3～4年度	1	
	港区子ども家庭総合支援センター	令和3年度	1	
金沢市児童相談所	令和3～4年度	1		

種別	派遣先	派遣期間	人数	実人数
保育士 児童指導員	東京都児童相談所	平成 30～令和元年度	1	20
		令和元～2年度	1	
		令和2～3年度	3	
		令和3年度	2	
	埼玉県児童相談所	平成 30 年度	1	
		令和2～3年度	2	
		令和3年度	3	
	神奈川県児童相談所	令和元年度	1	
	さいたま市児童相談所	令和元～2年度	1	
		令和2～3年度	1	
	江戸川区児童相談所	令和2～3年度	1	
		令和3年度(2回目派遣)	1	
	荒川区子ども家庭総合センター	令和2～3年度(2回目派遣)	1	
		令和3年度	2	
港区子ども家庭総合支援センター	令和3年度	1		
	令和3年度(2回目派遣)	1		
事 務	東京都児童相談所	平成 30 年度	1	7
		令和元年度	1	
		令和2年度	1	
		令和3年度	1	
	荒川区子ども家庭総合センター	令和2年度	1	
		令和3年度	1	
	港区子ども家庭総合支援センター	令和3年度	1	

※複数の自治体に派遣した職員もいるため、人数欄の合計と実人数は一致しない。

② 特別区職員研修所や外部関係機関等の研修

特別区職員研修所や東京都、子どもの虹情報研修センター等が実施する研修を積極的に受講し、必要な知識・技術の向上を図ります。特別区職員研修所における法定研修・課題別研修の研修体系は、以下のとおりです。

■ 特別区職員研修所が実施する研修体系

法定研修	①児童福祉司任用前講習会・指定講習会 ②児童福祉司任用後研修 ③児童福祉司スーパーバイザー研修 ④児童相談所長研修 ⑤調整担当者研修
課題別研修	①児童家庭福祉 ②児童虐待への対応 ③司法面接 ①児童福祉司研修（1～2年目、3～4年目、5年目以降） ②児童心理司研修（1～2年目、3～4年目、5年目以降） ③一時保護所職員研修 ④児童相談所関連トピックス研修

③ 子ども家庭支援センターにおける内部研修

高度な専門性が求められる事例に的確に対応できるよう、弁護士や臨床心理士などを招き、法的・医学的知見を踏まえた所内研修を実施するとともに、困難事例への支援計画等について助言・指導を受け、ケースワークにおける専門的技術の向上に向けた実践的な取り組みを行っています。

また、東京都の北児童相談所への短期派遣研修を実施し、援助方針会議への出席や訪問調査への同行等を行い、日常の業務を通じて、児童相談所におけるケースワーク技術の習得を図っています。

6 業務運営について

(1) 基本的な考え方

子ども家庭支援センターや児童相談所に寄せられる相談・通告への対応は、育児不安を抱える家庭への支援や虐待等により安全確保が必要な場合など多岐に渡ります。そのため、子どもや家庭の状況に応じて、保護者の同意や信頼関係を基盤とする「支援」と保護者に対し毅然とした姿勢が求められる「介入」を、適時適切に使い分ける必要があります。

総合支援センターでは、支援課と援助課との間で「支援」と「介入」を担う役割を分離し、保護者との信頼関係が構築されている場合でも、状況に応じて、一時保護や施設入所措置等の法的対応を躊躇なく行使できる体制を整備します。

また、一時保護所については、入所児童の年齢も幅広く、保護に至った背景もさまざまであるため、一人ひとりの状況に応じ、適切な対応を行います。子どもの安全を守り、子ども自身が持つ本来の力を回復させることを基本に業務・運営体制を整えます。

一時保護は、子どもをその養育環境から一時的に離し、限られた時間と空間の中で生活させる必要があるため、子どもの最善の利益を保障する一貫した方針のもとに十分な配慮を行います。

(2) 開所・運営時間

総合支援センターの窓口開所時間は、平日（月曜日～金曜日）の8:30～17:00とします。また、夜間・休日も含め24時間365日受電可能な委託事業者による相談・通告用ダイヤルを別途設置します。

	開所・運営時間
(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター	8:30～17:00
一時保護所	24時間365日

(3) 相談・通告受付の流れ

総合支援センターでは、子どもや子育てに関する相談・通告を、区民や関係機関から幅広く受け付けます。

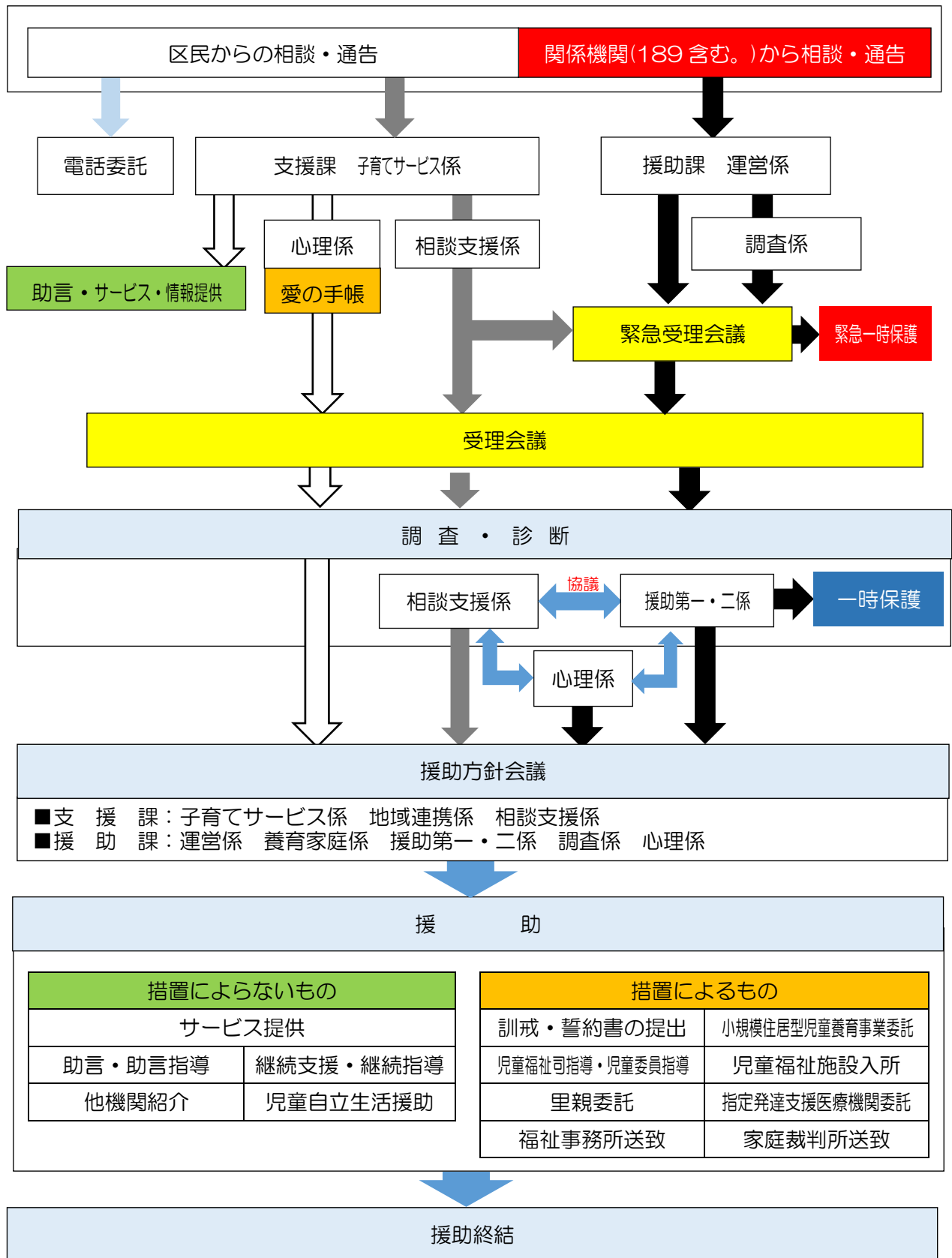
区民からの相談については、支援課子育てサービス係が窓口となり、必要な助言やサービスの提供につなげます。相談を受け付けた際には、内容を確認・整理したうえで、受理会議にて主たる担当者や当面の調査方針を検討します。その後、受理会議での方針を踏まえ調査を重ね、援助方針会議で今後の支援方針を決定します。

関係機関からの相談・通告については、援助課運営係が受付を行います。受理会議を経て、児童福祉司を中心にケースそれぞれについて必要な調査や診断を行い、援助方針会議において援助の方向性を決定します。

相談・通告のうち、虐待が疑われる事案を受理した場合には、速やかに緊急受理会議を開催し、通告受理から48時間以内に安全確認を行います。

緊急受理会議では、緊急度に応じて、子どもの安全確認の方法や一時保護の必要性などについて確認します。安全確認については、職員又は職員が依頼した者により、子どもを直接目視することを基本とし、安全が確保できない場合には緊急一時保護を実施します。

■ 相談・通告受付の流れイメージ



(4) 夜間・休日の対応

夜間、休日の相談・通告については、区が設置する 24 時間 365 日対応の相談・通告ダイヤルにおいて、委託事業者が受電対応を行います。

委託事業者は、所定のアセスメントシートに基づき、情報の聞き取りを行い、状況に応じて総合支援センター電話当番職員へ連絡します（緊急性の高い場合には、委託事業者が警察への 110 番通報を行います）。

連絡を受けた当番職員は、所定のアセスメントシートをもとに情報を整理し、所・課長の指示・判断のもと、安全確認や緊急一時保護等に向けた調整を行います。

また、夜間・休日の警察からの身柄付き通告については、当番職員や一時保護所職員が警察と必要な連絡調整を行い、迅速に一時保護等の対応を行います。

■ 夜間・休日対応

夜 間	土日・祝日／年末年始	(参考) 平日 開所時間
17:00～翌 8:30	8:30～17:00	8:30～17:00
委託事業者が電話で相談・通告に応じる。虐待通告（189 からの受電を含む）で緊急の対応が必要な場合は、総合支援センター電話当番職員に連絡し、対応を依頼する。		総合支援センター職員や委託事業者が受電対応を行う。

(5) 保護課（一時保護所）の運営

① 対象年齢

一時保護所での受け入れ年齢は、概ね2歳から18歳未満とします。2歳未満の乳児については、乳児院への一時保護委託により対応します。

② 入所定員等

○ 定員

・定員：30人

(内 訳)：学齢男子（小学生以上男子）：12人[(個室3室+3人居室1室)×2ユニット]

学齢女子（小学生以上女子）：12人[(個室3室+3人居室1室)×2ユニット]

幼児（2歳～就学前）：6人

(参 考) 板橋区の一時保護児童数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平均
(区) 保護人数	111人	120人	138人	123.0人
(都) 平均保護期間	41.9日	40.8日	41.9日	41.5日

板橋区児童の年間平均保護人数（3か年）	123.0人	(①)
都一人あたり平均保護期間（3か年）	41.5日	(②)
1日あたりの平均保護人数	14.0人	(①×②÷365日)

平均の値は、小数点第2位を四捨五入

○ 諸室構成

諸室構成は、家庭的な雰囲気となるよう、小規模な単位で生活空間を構成するユニット形式とします。ユニット内の居室は、個室と複数名利用が可能な諸室を設け、さまざまな事情や背景を抱えた子どもの状況に応じ、適切な対応ができる環境を整備します。

③ 職員配置

幼児班、学齢男子班、学齢女子班それぞれに、入所児童への直接処遇を担う保育士・児童指導員を配置します。保護係長については、直接処遇体制に入らず、全体の統括や緊急入所時の調整を担います。また、子どもの学習・活動に関わる学習指導員や、健康管理等を行う看護師、保護中の児童の心理ケア等を担う心理療法担当職員の配置を予定しています。夜間は、保育士・児童指導員が緊急保護等に対応できるよう、別途、夜間対応協力員を配置します。

④ 一時保護所の業務

○ 生活面のケア

さまざまな背景がある子どもの成長・発達・状態に合わせて、食事、排泄、健康管理、衛生面のケア等を行います。子どもの安全・安心の基礎となる基本的な生活環境を提供するとともに、適切とは言えない養育環境のもとで、受け損ねてしまった幸せな体験を、子どもたちにもう一度味わいなおしてもらえるように支援します。

○ 食事

食事は、衛生面、栄養バランス等を考慮したうえで、子どものし好や入所前の生活などに配慮し、あたたかく家庭的な雰囲気の中で提供します。食物アレルギー等の情報がない子どもや、アレルギー児、宗教上の理由等により特別な対応が必要な児童が入所することもあるため、28品目除去食品等による安全等に配慮した食事提供を行います。

○ 健康管理

毎朝の健康観察をはじめ、一日の生活を通して子どもの健康状態を把握します。慣れない環境の中で生活を送ることにより、心身の変調をきたすことも予測されるため、医師、看護師、心理療法担当職員等と連携し、子どものケアを行います。また、応急対応のための医薬品等も備え付けておき、状況に応じて医療機関を受診するなど、子どもが安心して過ごせるよう配慮します。

○ 教育・学習支援等

一時保護された子どもの中には、学習に向かう精神状況になかったり、基礎的な学力が身につけていなかったりする子どももいるため、子どもの状況や特性、学力等に配慮した学習支援を行います。

7 社会的養護について

(1) 基本的な考え方

社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で養育を行うものです。

平成 28 年改正児童福祉法において、子どもが権利の主体であることが位置付けられ、子どもの家庭養育優先の原則が明記されました。

これを受け、平成 29 年に国は「新しい社会的養育ビジョン」を策定し、家庭養育優先の原則に基づき、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、里親やファミリーホームなど「家庭と同様の環境における養育」を推進することとしました。また、児童養護施設、乳児院等の施設についても「できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境の形態で養育」することとしています。

区としては、引き続き区内児童養護施設との連携を図りつつ、家庭養育優先の原則に基づき、里親登録の拡大や里親への支援を積極的に取り組んでいきます。

社会的養護が必要な子どもたちに対しては、東京都と特別区による『特別区児童相談所設置に向けた広域調整に係る検討会（以下、「広域調整に係る検討会」という。）』の協議に基づき、都区間の調整により、里親への委託や児童養護施設等への入所措置を広域的に行います。

(2) 里親制度

① 里親の種類

里親制度は、さまざまな事情により家庭で暮らせなくなった子どもたちを、必要な期間、家庭同様の環境の中で養育する制度です。里親の種類は以下の4つに分類されます。

- ・**養育家庭（養育里親）**…さまざまな事情により家族と暮らせない0～18歳までの子どもを、養子縁組を目的とせず、一定期間家庭で養育する里親
- ・**専門養育家庭**…虐待、非行、知的障がい等により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親
- ・**親族里親**…実親の死亡、行方不明などの際に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親
- ・**養子縁組里親**…養子縁組を目的として、養子縁組が成立するまでの間、子どもを養育する里親

② 里親制度の普及・啓発

これまで区では、子ども家庭支援センターにおいて、こどもわくわくフェスタ、すくすくまつりでの広報活動や養育家庭の当事者が語る体験発表会の開催などにより、里親制度の普及啓発活動を行ってきました。開設に向けて、普及・啓発活動を引き続き行っていきます。

③ 里親の認定・登録から家庭復帰までの流れ

開設後は、「里親の認定・登録」から「マッチング」、「里親への委託」、「委託後の支援」、「家庭復帰」まで、総合支援センターの責任で業務を進めていきます。里親への委託については、広域調整に係る検討会の協議を踏まえ、都区双方ともに、子どもの最善の利益を保障する観点から、都内全域でマッチングを行います。

④ 里親の認定基準

東京都の認定基準と同一の内容で、区の基準を設定します。

⑤ フォスタリング業務

国の「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン（平成30年7月）」では、フォスタリング業務を民間機関等に委託する場合における留意点及び児童相談所との関係のあり方等について、基本的な考え方が示されております。今後、フォスタリング業務を進めていくうえで、区児童相談所が果たすべき責務や民間機関に委ねた方が効果的な内容などについて、これまでの東京都と民間機関との関わりを参考に検討していきます。

[フォスタリング業務]

里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における養育への支援、委託解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われるさまざまな支援や取組

(3) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

ファミリーホームは、里親や児童養護施設職員などの経験豊かな養育者がさまざまな事情で家族と暮らせない子どもをその家庭に6人まで迎え入れて養育する制度です。現在、区内には登録はありません。里親の拡大に努め、将来的に区内での事業が開始できるよう進めていきます。ファミリーホームへの委託の際には、広域調整に係る検討会の協議に基づき、都内全域でマッチングを行います。

(4) 乳児院

乳児院は、保護者による養育が困難、又は不適當な乳幼児を養育する施設で、乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障がい児などに対応できる専門的養育機能を持ちます。広域調整に係る検討会の協議に基づき、入所枠は設定せず、都区双方で入所措置を行います。

(5) 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供し、自立促進のための生活支援を行う施設です。現在、区内には1施設あります。母子生活支援施設では、子どもと保護者が離れることなく生活や親子関係の回復を支援することができ、一時保護から家庭復帰の際の親子再統合や特定妊婦への支援など幅広い援助が可能です。入所にあたっては、本人の同意のもと、福祉事務所が措置を行います。

(6) 児童養護施設

児童養護施設は、保護者の監護を受けられない児童、保護者から虐待されている児童、その他環境上養護を必要とする児童に対し、安定した生活環境を提供するとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行い、心身の健やかな成長と自立を支援する機能を持ちます。現在、区内には3施設あります。広域調整に係る検討会の協議に基づき、民間施設については、都区双方で入所措置をします。また、都立施設については、すべて東京都の入所枠とし、区の児童を入所させる場合は割愛（東京都の入所枠を一時的に区が利用）で対応します。

8 児童相談所設置市の事務について

児童相談所が区に設置された場合、児童相談所（一時保護所を含む。）業務以外にも、児童福祉法第59条の4第1項による事務を設置市（区）が処理することとされています。これらの事務については、以下の担当課が業務を担います。

No	事務名	担当課	事務の概要
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	子ども政策課	児童福祉審議会本委員会と各部会の運営・準備など
2	里親に関する事務	総合支援センター	里親の認定及び登録、普及啓発、里親会等の関係機関との調整など
3	児童委員に関する事務	生活支援課	児童委員の職務に関する指揮監督及び研修
4	指定療育機関に関する事務	予防対策課	結核罹患児童の医療に係る療育の給付及び指定療育機関の指定
5	小児慢性疾患の医療の給付に関する事務	予防対策課	小児慢性特定疾病医療費の支給、医療機関の指定など
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	総合支援センター	障害児入所給付費の支給決定、給付費の支払いなど
7	児童自立生活援助事業に関する事務	子ども政策課	児童自立生活援助事業の届出受理、検査など
8	児童福祉施設に関する事務		
①	助産施設・母子生活支援施設・児童厚生施設	子ども政策課	助産施設・母子生活支援施設・児童厚生施設の認可、検査など
②	保育所	子育て支援施設課	保育所の認可、検査など
③	乳児院・児童養護施設	子ども政策課	乳児院・児童養護施設の認可、検査など
④	児童心理治療施設・児童自立支援施設	子ども政策課	児童心理治療施設・児童自立支援施設の認可、検査など
⑤	障害児入所施設・児童発達支援センター	障がい政策課 障がいサービス課	障害児入所施設・児童発達支援センターの認可、検査など
9	認可外保育施設に関する事務	子育て支援施設課	認可外保育施設の届出受理、検査など
10	小規模住居型養育事業に関する事務	総合支援センター	小規模住居型養育事業の届出受理、検査など
11	障害児通所支援事業に関する事務	障がい政策課 障がいサービス課	障害児通所支援事業等の指定、検査など
12	一時預かり事業に関する事務（病児保育事業含む。）	保育サービス課 子育て支援施設課	一時預かり事業（病児保育事業）の届出受理、検査など
13	障害福祉サービス等情報公開に関する事務	障がい政策課 障がいサービス課	障害児入所施設等、指定障害児通所支援、指定障害児相談支援事業者の情報公開
14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	総合支援センター	民間あっせん機関の許可、検査など
15	特別児童扶養手当に係る判定事務	総合支援センター	特別児童扶養手当に係る判定、申請受付、証書の交付など
16	療育手帳に係る判定事務	総合支援センター	愛の手帳に係る判定、交付など

9 東京都との連携体制について

(1) 基本的な考え方

施設入所等に関する広域的な調整や高度な相談対応に関する技術的な支援など、児童相談所を設置する自治体が単独で担うことが困難な業務に関して、東京都との緊密な連携体制を構築します。

(2) 広域調整

児童養護施設等の入所施設の広域利用、里親の相互委託及び一時保護所の相互利用などについて、実施方法等に関する都区間の協定を締結し、子どもの最善の利益を最優先する観点に立ち、連携体制を構築します。

(3) 高度な専門性を要する相談対応への技術的支援等

専門性を要する相談対応や高度な治療指導技術が必要なケースなどに関して、東京都児童相談所が持つ知見をもとにした効果的な支援を受けることができるよう、協力体制を整備します。

(4) ケースの引継

① 基本方針

ケースの引継は、担当ワーカーの変更による影響を最小限のものとするため、十分な人的体制と期間を確保したうえで、個々の状況に応じて丁寧かつ慎重に行います。

② 実施方法

総合支援センター開設後に区で当該ケースを担当する者が、東京都の担当者から直接引継を受けることとします。引継にあたっては、家庭訪問や面接に同行・同席するなど、一定期間、都区が共同で支援を行い、子どもや家庭との信頼関係を築いていきます。

③ 引継時期及び期間

令和3年度から児童福祉司、児童心理司の任用資格のある職員を中心に東京都北児童相談所に順次10名程度派遣し、板橋区の対象児童のケースワークや愛の手帳に係る業務等を開始します。

また、令和4年4月からの3か月間は、さらに派遣職員を増員し、個別ケースの家庭訪問や施設面会等を通して原則、対面での引継ぎを行うなど、開設後、切れ目のない円滑な業務を遂行できる体制を整えます。

④ その他

一時保護期間中や家庭復帰直後など慎重な引継が必要なケースについては、開設後においても、ケースが安定するまでの一定期間、東京都と連携して支援するなど、柔軟に対応します。

10 主な関係機関との連携について

(1) 保健所・健康福祉センター母子保健部門

保健所・健康福祉センターは、乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等の機会を通じて、養育環境や発育状況を詳細に確認することができます。不適切な養育による発育不全が疑われる場合には、総合支援センターへ確実に情報提供されるよう連携体制を整備し、虐待予防及び早期発見に資する体制を整えます。

(2) 学校・幼稚園・教育委員会・教育支援センター・保育園

学校、幼稚園、保育園等は、日常的に子どもが通う施設であり、子どもの状況変化をいち早く捉えることができます。虐待などの兆候が確認された場合には、総合支援センターへ確実に情報共有されるよう、緊密な連携体制を整えます。

また、支援を継続している子どもの欠席が続いた場合には、在籍機関と連携して家庭訪問を行うなど、迅速に子どもの安全確認を実施します。

教職員等には要保護児童対策地域協議会の構成メンバーとして、個別ケース検討会議などの参加を通して、虐待対応力の強化を図ります。

さらに、一時保護や施設入所などにより家庭を離れていた子どもが地域に戻る際には、関係機関との連携を密にし、子どもの安心・安全が確実に守られる体制を整えます。

(3) 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力被害者に対し支援を行う行政機関です。子どもがいる家庭において、配偶者等からの暴力が行われている状況は、心理的虐待に該当し、子どもへの虐待の制止が困難となる場合があります。

配偶者暴力相談支援センターにおいて、児童虐待が疑われる情報を得た場合には、確実に総合支援センターに通告されるよう、連携体制を整えます。総合支援センターが子どもやその保護者に対応する場合には、その対応により配偶者からの暴力の被害者及びその子どもの安全が損なわれることのないよう、事前に必ず配偶者暴力相談支援センターと十分に協議を行います。

(4) 医療機関

医師会、歯科医師会及び虐待対応組織のある医療機関については、要保護児童対策地域協議会の構成メンバーであり、緊密な連携体制の構築が不可欠です。

総合支援センターへ配置する医師のみでは対応しきれない医学的診断・治療が必要となるケースについて、迅速かつ適切に対応するため、区内の医療機関と連携体制を整えます。

(5) 警察

区内の3つの警察署とは、立入調査、臨検又は捜索の際に援助要請を行うなど、強固な協力体制の構築が求められます。

総合支援センターでは、警察官OBを虐待対応強化専門員として配置し、警察との連携による迅速な対応を行うことができる体制を整備します。非行児童への対応においては、少年センターとも連携・協力体制を整えます。

また、性的被害児への対応においては、警察・検察・総合支援センターによる三者協議を行い、速やかに児童の安全確保と援助方針の決定を行える体制を整えます。

11 施設概要について

(1) 施設用途

市区町村子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援センター）
児童相談所

(2) 所管区域

本区の行政区域全域を総合支援センターの所管区域とします。

【板橋区の現状】人口：570,213人（児童人口 73,099人）※令和3年1月1日時点
面積：32.22 km²

(3) 開所日・時間

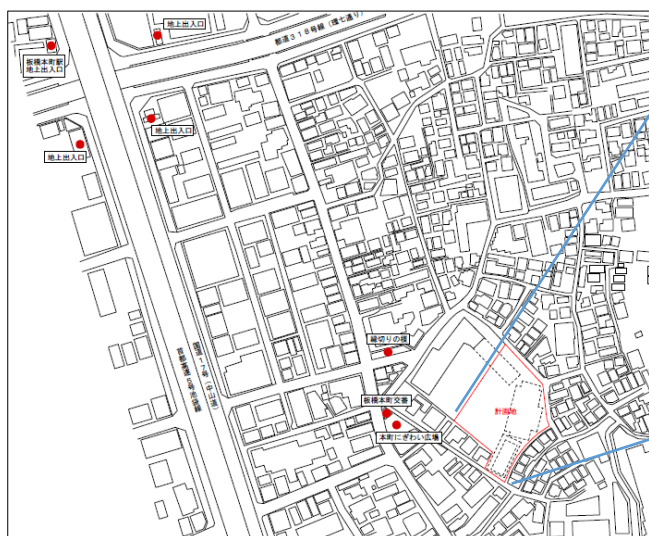
総合支援センター窓口の開所時間は、平日 8:30～17:00 とします。夜間、休日については、別途、相談・通告受理体制を整えます。

(4) 設置場所

所在地 板橋区本町 24 番 1 号

主要交通機関 都営三田線 板橋本町駅 徒歩 7 分

敷地面積 2,913.20 m²



(5) 建設規模

地上 3 階建（延床面積 3,477.46 m²）

12 開設までのスケジュールについて

開設に向けたスケジュールは、以下のとおりです。

(今後の検討状況等により、変更する場合があります。)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開 業 運 営			<ul style="list-style-type: none"> ●開所式・内覧会 ●4月 子ども家庭支援センター業務 ●7月 児童相談所業務
施 設 整 備		<ul style="list-style-type: none"> ●1月 建物引渡 	
人 材 確 保			
人 材 育 成			
都 と の 連 携			<ul style="list-style-type: none"> ●1月 ●7月 都引継(6か月)
政 令 指 定 協 議 ・ 確 認		<ul style="list-style-type: none"> ●6月 国との事前協議 ●9月 国への政令指定要請 ●1月 閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●7月 児童相談所設置市移行